

陸上自衛隊訓令第32号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第31条第2項及び第36条第5項並びに自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第31条及び第36条の規定に基づき、陸上自衛隊高等工科学校生徒及び生徒陸曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令を次のように定める。

平成21年12月25日

防衛大臣 北澤 俊美

陸上自衛隊高等工科学校生徒及び生徒陸曹候補生
である自衛官の任用等に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 陸上自衛隊高等工科学校生徒の任用等（第2条－第7条）

第3章 生徒陸曹候補生である自衛官の任用等（第8条－第13条）

第4章 雑則（第14条・第15条）

附 則

第 1 章 総 則

（趣 旨）

第 1 条 この訓令は、陸上自衛隊高等工科学校生徒及び生徒陸曹候補生である自衛官の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 陸上自衛隊高等工科学校生徒の任用等

（陸上自衛隊高等工科学校生徒）

第 2 条 陸上自衛隊高等工科学校において自衛隊法第 25 条第 5 項の教育訓練を受けている者を陸上自衛隊高等工科学校生徒（以下単に「生徒」という。）と称する。

（修業年限）

第 3 条 生徒の修業年限は、3 年とする。

（採用）

第 4 条 生徒の採用試験の受験資格を有する者は、日本の国籍を有する男子で次の各号に該当するものとする。

(1) 試験の日以後における最初の 4 月 1 日において年

齡 1 5 歳 以上 1 7 歳 未 満 の 者

(2) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 5 7 条

に規定する者（採用の時期においてこれらの者に該当することとなる見込みの者を含む。）

2 生徒の採用試験は、その者の学力、身体的適性及び人物その他生徒としての適格性について行うものとし、その試験方法は次の各号による。

(1) 筆記試験

(2) 身体検査

(3) 口述試験

3 生徒の採用試験は、陸上幕僚長が実施する。

第 5 条 生徒を採用する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認しなければならない。

(1) 当該採用について親権を行う者又は未成年後見人が同意していること。

(2) 当該採用を予定されている者が陸上自衛隊高等工科学学校において受けることとなる教育訓練に関する情報の提供を受けていること。

(3) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書により前条第1項第1号に該当することが証明されていること。

(教育訓練)

第6条 生徒の教育訓練に関しては、陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和38年陸上自衛隊訓令第10号）に定めるところによる。

(進級等)

第7条 陸上自衛隊高等工科学学校の校長（次項において単に「校長」という。）は、生徒が進級又は卒業に必要な教育訓練の課程を修了し、かつ、生徒としての服務が良好で進級させ、又は卒業させることが適当であると認めたときは、当該生徒を進級させ、又は卒業させるものとする。

2 校長は、当該学年末において進級させ、又は卒業させることはできないが成業の見込みがあると認める生徒については、1回につき1年を限り、当該学年における修業期間を延長することができる。

3 前項の規定による修業期間の延長は、公務に起因する理由による場合を除き、当該生徒の在学中を通じて2回以内とする。ただし、公務に起因しない結核性疾患によって引き続き2回延長された場合においては、これを1回の延長として取り扱うものとする。

4 前項本文の規定にかかわらず、成績不良の理由によって1回修業期間を延長された生徒については、当該生徒の在学中を通じて同一の理由によっては再度修業期間を延長することができない。

第3章 生徒陸曹候補生である自衛官の任用等

(生徒陸曹候補生)

第8条 陸上自衛隊高等工科学校を卒業した者は、陸士長である自衛官に任用し、陸曹候補者を命ずる。

2 前項の規定により陸曹候補者を命ぜられた者を生徒陸曹候補生と称する。

(任用期間)

第9条 生徒陸曹候補生は、自衛隊法第36条第5項に規定する防衛大臣の定める者とする。

(任用)

第 10 条 生徒陸曹候補生である自衛官への任用及び生徒陸曹候補生の命免は、陸上幕僚長が行う。

(教育訓練)

第 11 条 生徒陸曹候補生の教育訓練については、陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令に定めるところによる。

2 陸上幕僚長は、生徒陸曹候補生であって同期の者とともに所定の教育訓練を修了させることはできないが成業の見込みがあると認められるものについては、次期以降の生徒陸曹候補生とともに所定の教育訓練を受けさせることができる。

(昇任)

第 12 条 第 8 条の規定により生徒陸曹候補生を命ぜられた者は、同条の任用後おおむね 1 年を経過した際に 3 等陸曹に昇任させるものとする。

2 前条第 2 項の規定により次期以降の生徒陸曹候補生とともに教育訓練を受けることとなる生徒陸曹候補生は、当該次期以降の生徒陸曹候補生とともに昇任させ

るものとする。

（生徒陸曹候補生を免ずる場合）

第 1 3 条 生徒陸曹候補生が次の各号のいずれかに該当する場合には、生徒陸曹候補生を免ずるものとする。

（1）成績の不良又は心身の故障のため第 1 1 条に定める所定の教育訓練を修了する見込みがないと認められる場合

（2）生徒陸曹候補生としてふさわしくない行為があった場合

（3）前二号のほか、生徒陸曹候補生として必要な適格性を欠く場合

第 4 章 雑則

（営舎内居住）

第 1 4 条 生徒及び生徒陸曹候補生は、営舎内に居住しなければならない。

（委任規定）

第 1 5 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

【該 当 部 分 抜 粋】

防衛省訓令第66号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第44号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年12月25日

防衛大臣 北澤 俊美

自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令等
の一部を改正する訓令

（自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令の一部改正）

第1条 自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令
（昭和29年防衛庁訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び防衛大学校」を「、防衛大学校」に改め、「という。）」の次に「及び陸上自衛隊高等工科学学校の生徒（以下「生徒」という。）」を加える。

第 2 条中「及び学生」を「、学生及び生徒」に改める。

第 4 条第 1 号中「第 2 号及び第 4 号」を「第 3 号」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中「第 4 号」を「第 3 号」に、「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とし、同条第 5 号中「別表第 4」を「別表第 3」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 6 号中「別表第 5」を「別表第 4」に改め、同号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 生徒

別表第 5 に定める基準

第 6 条第 1 項中「又は航空自衛隊」を「若しくは航空自衛隊」に改め、「学生」の次に「及び生徒」を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第 7 条中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

別表第 1 備考中「、聴力計法」を「又は聴力計法」

に改め、別表第 2 を削り、別表第 3 備考中「、聴力計法」を「又は聴力計法」に改め、同表を別表第 2 とし、別表第 4 備考中「、聴力計法」を「又は聴力計法」に改め、同表を別表第 3 とし、別表第 5 備考中「、聴力計法」を「又は聴力計法」に改め、同表を別表第 4 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 5（第 4 条関係） 生徒合格基準

区 分	合 格 基 準
1 身 長	16才未満 150cm以上 17才未満 152cm以上 18才未満 154cm以上
2 胸 囲	附表第 1 による
3 体 重	附表第 2 による
4 肺活量	16歳未満 2,800cc以上 18歳未満 3,000cc以上
5 視 力	両側とも裸眼視力が0.8以上又は裸眼視力が0.3以上で矯正視力が0.8以上であるもの
6 色 覚	色盲又は強度の色弱でないもの
7 聴 力	(1) 秒時計法で両側とも1m以上の距離で聞き分けるもの (2) 聴力計法で1000Hz、4000Hzにおいて、それぞれ一側が30dB以下、他側が50dB以下で聞き分けるもの
8 疾 患	附表第 3 に掲げる不合格疾患のいずれをも有しないもの

総	合	身体強健で持久力を要する隊務にも 耐え得ると認められるもの
---	---	----------------------------------

備考 聴力検査は、秒時計法又は聴力計法のいずれ
か一方を行うものとする。

「

三	士	女性自衛 及び女子
1 8 歳 未 満	1 6 歳 未 満	
cm 以 上	cm 以 上	cm
—	74	74.5
75	74	75
76	75	75.5
77	76	76
78	77	76.5
78.5	78	76.5
79.5	79	77
80.5	80	77.5
81.5	81	78
82	82	78.5
83	83	79
84	84	79.5
84.5	84.5	80
85.5	85.5	80.5
86	86	81

附表第1中

「

官 等	女性自衛官等 及び女子学生	生 徒	
		1 8 歳 未 満	1 6 歳
学 生			
以 上	cm 以 上	cm 以 上	cm
	74.5	—	74
	75	75	74

を	75.5	76	75
	76	77	76
	76.5	78	77
	76.5	78.5	78
	77	79.5	79
	77.5	80.5	80
	78	81.5	81
	78.5	82	82
	79	83	83
	79.5	84	84
	80	84.5	84.5
	80.5	85.5	85.5
	81	86	86

」

未 満
以 上

に改める。

「」

「

三 士		女性自衛
1 8 歳 未 満	1 6 歳 未 満	及 び 女 子
kg 以 上	kg 以 上	kg
—	38. 5	43
42	39	43. 5
42. 5	39. 5	44
43	40	44. 5
43. 5	41	45
44	42. 5	46
45. 5	44	47. 5
47	45. 5	49
48. 5	47	51
50	48. 5	53
52	50	55
54	52	57
56	54	59
58	56	61
60	58	63

附表第2中

「

官 等 学 生 以 上	女性自衛官等	生 徒	
	及 び 女 子 学 生	1 8 歳 未 満	1 6 歳
	kg 以 上	kg 以 上	kg
	43	—	38. 5
	43. 5	42	39
	44	42. 5	39. 5
	44. 5	43	40
	45	43. 5	41
	46	44	42. 5

を

	47.5	45.5	44
	49	47	45.5
	51	48.5	47
	53	50	48.5
	55	52	50
	57	54	52
	59	56	54
	61	58	56
	63	60	58

」

未 満

以 上

に改める。

」

(自衛隊生徒の任用等に関する訓令の一部改正)

第 5 条 自衛隊生徒の任用等に関する訓令（昭和 3 0 年
防衛庁訓令第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第 5 条 削除

第 5 条の 2 を削る。

第 9 条中「採用及び」を削り、「又はその取消し」を「の取消し」に、「行なう」を「行う」に改める。

第 1 1 条ただし書を削る。

（幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令の一部
改正）

第 1 1 条 幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令
（昭和 3 3 年防衛庁訓令第 6 3 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 2 条の 2 中「第 2 5 条第 3 号」を「第 2 5 条第 2
号」に改める。

（自衛官等の心理適性検査に関する訓令の一部改正）

第 1 6 条 自衛官等の心理適性検査に関する訓令（昭和

5 1 年防衛庁訓令第 3 7 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「、自衛隊生徒」を削る。

別表採用検査の項中 「

自衛隊生徒を志願する者

職業適性検査

」を削り、同表職務検査の項中「自

衛隊生徒、曹候補士並びに」を削り、「一般曹候補生」の次に「並びに生徒」を加える。

(自衛隊員の再就職手続等に関する訓令の一部改正)

第 1 7 条 自衛隊員の再就職手続等に関する訓令 (平成 1 2 年防衛庁訓令第 7 8 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「(承認を要する隊員)」に改め、同条第 1 項中「に規定する「防衛大臣の定める隊員」」を「の防衛大臣の定める隊員」に改め、同条第 2 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(承認を要さない隊員)

第 4 条の 2 施行規則第 6 2 条第 1 項第 4 号の防衛大臣の定めるものは、幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和 3 3 年防衛庁訓令第 6 3 号）第 3 条第 1 項若しくは第 2 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項若しくは第 2 項、第 6 条若しくは第 7 条又は陸上自衛隊高等工科学校生徒及び生徒陸曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令（平成 2 1 年陸上自衛隊訓令第 3 2 号）第 8 条の規定により、一般幹部候補生、技術幹部候補生、医科幹部候補生、歯科幹部候補生若しくは薬剤科幹部候補生又は生徒陸曹候補生を命ぜられた者とする。

第 5 条中「に規定する「防衛大臣の定める隊員」」を「の防衛大臣の定める隊員」に改める。

第 6 条中「に規定する「防衛大臣の定める基準」」を「の防衛大臣の定める基準」に改める。

第 7 条中「に規定する「防衛大臣が定めるもの」」を「の防衛大臣が定めるもの」に改める。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この訓令は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。